

令和5年度

事業計画

人間を救うのは、人間だ。

(2023年赤十字運動標語)



○日本赤十字社長期ビジョン○ 目指す姿と長期戦略～創立150年に向けて～

日本赤十字社は、1877年の博愛社創設時より、戦時救護、災害救護をはじめ、医療事業や血液事業、社会福祉事業など、時代のニーズに応え様々な活動を展開し社会的役割を果たしてきた。

しかしながら、創立140年が経過し、人口構造の変化・グローバル化・ICT化・気候変動等が進み、国内外の社会環境は創立時から大きく変化している。今後も「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命を果たすためには、時代と共に変化する社会の課題やニーズに柔軟に対応し、新たなチャレンジを続けていく必要がある。

日本赤十字社では今後重点的に取り組んでいく社会課題を明確にし、2027年に迎える創立150周年に向けた「新たなステージへの行動指針」並びに日本赤十字社が目指す姿とそれを達成するための長期戦略を「日本赤十字社長期ビジョン」として策定している。

また、これらの実現・達成を目指し、3年ごとの中期事業計画を策定しており、令和5～7年度は、「国難級の大規模災害に対する平時から備え」と変化する社会課題への対応として「新興感染症への対応」「気候変動に関する啓発の促進」を主要テーマとして位置づけ、重点的に取り組んでいくこととしている。

「日本赤十字社 長期ビジョン」全体像

日本赤十字社が
取り組む社会課題

- 災害や紛争から人々が守られる社会づくり
- 人々の健康・福祉を支える地域づくり
- 互いを思いやり、助け合い、尊重し合う社会づくり

目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

新たなステージへの行動指針

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ■支援を受ける側に立った想像力の発揮 | ■赤十字ネットワークを活用した事業推進 |
| ■事業間・施設間の連携による相乗効果の発揮 | ■行政や関係団体、企業、大学等との連携強化 |
| ■先進技術を生かした事業展開 | ■ビッグデータ等を活用した事業推進 |
| ■「選択と集中」の徹底 | |

長期戦略

一事業戦略

災害や紛争時における
支援の充実とレジリエンスの強化

超少子高齢化における
地域の健康・安全な生活の追求

多様化が進む社会における
人道の輪の拡大

一運動基盤強化戦略一

会員の赤十字運動への参画促進

奉仕団等ボランティア主体の
活動の拡充

国際赤十字との更なる協働

令和5年度事業 重点推進事項

赤十字運動への賛同者の輪を広げるため、以下の事項に重点的に取り組む。

1 地域包括ケアシステムへの貢献

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、地域一体で支援する「地域包括ケアシステム」の取組が各市町村で進められているが、秋田県支部においては介護予防・生活支援の分野で貢献するため、健康生活支援講習の普及や赤十字奉仕団の活動を通して、自助・互助の仕組みが根付いた地域づくりの推進を図る。

また、日本赤十字社長期ビジョンの事業戦略に基づき、ボランティアの参加領域の拡大を目指すとともに、行政や他団体とのネットワークを活用しながらフレイル（※）予防サポーターを養成し、地域包括ケアシステム推進体制の充実を図る。

（※）「フレイル」とは健康状態と要支援・要介護状態の間の状態

2 赤十字奉仕団活動の見える化の推進

赤十字思想の普及ならびに会員の増強には、赤十字奉仕団の主体的な社会活動を欠かすことはできないため、赤十字奉仕団の活動についてホームページ等で広く周知を行うことにより、奉仕団活動の活性化を支援するほか、他のボランティア団体との積極的な連携により、奉仕団組織の強化を図る。

3 個人・法人への積極的な情報提供による会員の増強

日本赤十字社長期ビジョンの運動基盤強化戦略に基づき、赤十字活動を広く知ってもらうため、Web や SNS の活用など、時代に即した広報展開を継続して実施する。

また、災害発生時に義援金や救援金で支援してくださる方々に対して、赤十字活動全般についても積極的に情報提供を行い、理解を深めてもらうことで、会員として赤十字運動に参加いただき、個人・法人ともに会員の更なる増強に努める。

4 国難級の大規模災害に対する平時からの備え

国難級の大規模災害を見据え、最新の被害想定等を踏まえた大規模地震対応計画の修正及び同計画を遂行するための新たな救護員育成体系に基づく研修・訓練を計画し、救護員実践力の向上を図る。

5 気候変動に対する啓発の促進

人道支援団体として頻発化、広域化、激甚化の一途をたどる気候変動について、豪雨災害に対する意識や発生時における対処方法、応急手当の知識・技術などを地域住民に普及することにより、災害時の被害の拡大を防ぎ、地域社会の災害対策の一助となるよう「赤十字防災セミナー」を開催する。

目 次

1	赤十字運動の推進-----	1
2	広報活動の強化-----	1
3	災害救護活動の強化-----	3
4	赤十字講習の普及-----	4
5	赤十字奉仕団等の育成-----	5
6	青少年赤十字（JRC）の育成-----	7
7	国際活動-----	8
	[参考：令和5年度一般会計歳入歳出予算（秋田県支部）]	10
8	医療事業（秋田赤十字病院）-----	11
9	血液事業（秋田県赤十字血液センター）-----	12
10	社会福祉事業（秋田赤十字乳児院）-----	13
11	評議員会の開催・監査等の実施-----	15

参考資料

別紙1	会員数・活動資金額の目標数-----	16
別紙2	視聴覚教材一覧-----	17
別紙3	防災セミナー及び赤十字講習一覧 -----	18

1 赤十字運動の推進

社員（会員）をもって組織するという日本赤十字社法の趣旨に基づき、地区・分区の協賛委員、地域赤十字奉仕団などの理解と協力を得ながら、価値観の多様化する社会にあっても、普遍の「人道」を基調とする赤十字思想の普及と財政基盤の強化を目的に、「赤十字運動」を推進する。

- (1) 目標会員数(協力会員含む)及び目標活動資金額を設定し、その達成に努める。
(別紙1 会員数・活動資金額の目標数)
- (2) 災害義援金・海外救援金による支援者に対し、赤十字事業の周知に努め、活動資金への協力を働きかける。
重点事業
- (3) 活動資金未協力法人に対し、赤十字事業の周知に努め、活動資金への協力を働きかける。
重点事業
- (4) 会員に対して、会員誌や支部機関紙等により情報提供を行う。
- (5) 全国赤十字大会へ支援者を派遣し、併せて本社見学を実施する。
- (6) 遺贈・相続財産寄付に関する情報提供の推進に努める。
- (7) 地区・分区における赤十字運動の円滑な推進を図るため、次の会議、研修会を開催する。
 - ア 日赤地区・分区事務担当者会議
 - イ 日赤地区・分区新任事務担当者研修会
- (8) 地区・分区における赤十字事業の実態を調査する。

2 広報活動の強化

県民への赤十字活動の周知を図るとともに、理解と協力が得られるよう次のことを重点に実施する。

- (1) 赤十字月間イベントの開催等

5月は赤十字運動月間であり、日本赤十字社では全国一斉に様々なイベントを実施している。秋田県支部においても会員増強と赤十字事業の周知を図るため、次によりPRを図る。

ア 赤十字キッズタウン2023

期日 令和5年5月28日（日）

会場 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学

内容 赤十字の仕事体験（4歳～12歳を対象）・炊き出し体験など

※新型コロナウイルス感染症拡大により、中止や延期となる場合があります。

イ 赤十字レッドライトアップ

期日 令和5年5月中

場所 ポートタワーセリオン

内容 赤十字をイメージした赤と白のライトアップを実施する。

ウ 赤十字パネル展

赤十字キッズタウン等で赤十字事業の紹介を行うとともに、赤十字に関する貴重品の展示を行う。

(2) マスコミを通じての広報

5月を中心に、本社並びに秋田県支部作製のテレビCM・ラジオCM等で事業紹介並びに活動資金募集の周知を図る。

(3) 広報紙等の配布

本社発行の赤十字NEWSに、支部・施設の活動状況の情報を提供するとともに、支部として毎戸チラシや支部機関紙「赤十字秋田」を発行し、広く県民に赤十字の活動等を紹介する。

赤十字NEWS	(月1回本社発行)	年間 28, 400部
パンフレット	(年1回本社発行)	32, 000部
通年用ポスター	(年1回本社発行)	3, 650部
毎戸チラシ	(年1回支部発行)	360, 000部
支部機関紙「赤十字秋田」(年2回支部発行)	年間	82, 000部
全国統一会員誌「Cross com-BOOK」(年2回本社発行)	年間	4, 400部

(4) 広報資材の活用

映画「別れの乳房～97歳赤十字従軍看護婦の証言」の地区・分区や地域でのイベント、研修等への活用を推進するとともに、「赤十字この一年」などの支部所有のDVD、事業紹介パネル等を関係機関へ貸し出すことで赤十字活動の広報に努める。

(別紙2 視聴覚教材一覧)

(5) 事業等を通じての広報

ア 救急法等の講習や、支部主催の諸会議、研修会を通じて赤十字思想の普及を図るとともに、会員制度などの広報に努める。

イ 地区・分区が開催する協議会・研修会などに職員が出席して、赤十字活動の周知に努める。また、地区・分区と共に開催するイベントなどの開催に努める。

(6) インターネットの活用 **重点事業**

インターネットを活用し、ホームページ上でタイムリーな情報を県民に提供する。

メールアドレス info@akita.jrc.or.jp (代表)

ホームページ <https://www.jrc.or.jp/chapter/akita/>

Y o u T u b e <https://www.youtube.com/channel/UCko3xs0A52A4Sm086QNf5Mg/featured>

T w i t t e r https://twitter.com/akita_redcross

I n s t a g r a m https://www.instagram.com/nisseki_akita/

3 災害救護活動の強化

災害の被災者に温かい愛の手を差し延べる災害救護活動は、赤十字本来の使命に根ざした重要な活動である。県内における各種災害をはじめ、近年増加傾向にある大規模広域災害に対しても、適確な救護活動を展開し得る救護体制の充実強化に努める。

（1）救護班の編成・派遣

赤十字の使命と災害救助法の任務を果たすため、7名編成の医療救護班を9個班、5名編成の災害医療コーディネートチームを1チーム以上常置して災害発生時の救護活動に備える。

（2）救護看護師の養成

災害救護現場で対応できる資質の高い看護師を養成するため、日本赤十字秋田看護大学の学生に対して、救急法等指導員を派遣し、赤十字講習を実施する。

（3）救護員としての赤十字看護師研修

災害時において救護員としての立場と役割を理解し行動できる救護員を養成するため、秋田赤十字病院に勤務する看護師を対象に研修を実施する。

（4）救護訓練

ア 全国赤十字救護班研修等各種研修に救護員を派遣し、災害急性期の救護活動が適確に実施できるよう訓練する。

イ 県や市などが主催する防災訓練等に積極的に救護班を派遣して訓練する。

ウ 救護員に対し国難級の大規模地震を想定した救護員育成体系に基づく研修を実施する。

重点事業

エ 「災害時のこころのケア」については、指導者へのフォローアップを行うとともに、救護員に対しては研修を実施する。

オ 日赤第1ブロック（北海道・東北6県）支部による合同災害救護訓練（令和5年10月20日（金）～21日（土）宮城県で開催）に救護班・連絡調整員等を派遣する。

（5）救護資器材の整備

ア 災害救援車3台、AED3台、発電機3台、ワンタッチテント3張、救護資器材倉庫3棟、避難所用防災テント54張、避難所用簡易ベッド5台、ポータブル電源14台を市町村へ寄贈配備する。

イ 新統一夏季救護服、エアーテント等の救護班装備を整備する。

（6）救援物資の備蓄

災害被災者に贈る救援物資として、毛布・緊急セット・安眠セット・タオルケットを備蓄する。救援物資を被災者に贈る基準は災害救援物資取扱要綱に基づく。

（7）災害見舞金の交付

災害被災世帯に対し、災害見舞金交付要綱に基づき災害見舞金を交付する。

(8) 公的行事等における救護

県内で行われる福祉関係機関等の全県規模の公的行事等に、要請に応じて医師、看護師、関係職員を派遣し、参加者の救護に寄与する。

(9) 防災ボランティアの育成

奉仕団、登録防災ボランティアに対して、災害時に適切な活動が実施できるよう、災害時のボランティア活動に関する意識の啓発と技術の習得を目的に研修を行い、育成に努める。

(10) 災害対策活動 **重点事業**

赤十字の活動に対し更なる理解を深めていただくとともに、年々頻発化、広域化、激甚化の一途をたどる自然災害に対する意識や発生時における対処方法、応急手当の知識技術などを地域住民に普及することにより、災害時の被害の拡大を防ぎ、地域社会の災害対策の一助となるよう「赤十字防災セミナー」を開催する。

(別紙3 防災セミナー及び赤十字講習一覧)

4 赤十字講習の普及

救急法等の講習会は、地域赤十字奉仕団をはじめ社会福祉協議会、町内会や自主防災組織、学校、企業等の活動としても取り上げられ、毎年多くの開催希望がある。

支部職員のほか指導員有資格者の協力を得て、要請に応えるよう努める。

(1) 救急法講習

心肺蘇生やAEDの使用方法を含む一次救命処置（BLS）・包帯法や固定法・搬送法など、医療を受ける前の正しい救命・応急手当と事故防止の知識を内容とするこの講習会は、基礎講習（4時間）、救急員養成講習（10時間）、短期講習（希望時間）とも、年間を通じて積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

特に、小・中・高等学校の授業単元に合わせて開催できる短期講習を「児童・生徒のための救命手当短時間プログラム」と題し、学校教育の中での普及に努める。

(2) 健康生活支援講習

健康増進・介護予防に関する内容、地域で行う高齢者生活支援活動に関する内容及び家庭内で行う介護に関する知識、技術を紹介するこの講習会は、支援員養成講習（12時間）、短期講習（希望時間）とも、年間を通じて積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

特に、高齢者の避難所生活に焦点をあてた「避難生活支援講習」（2時間）への参加を積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

(3) 水上安全法講習

溺れた人の救助法・心肺蘇生及び水の事故を防ぐための知識や技術などを内容とするこの講習会は、救助員I養成講習（14時間）、短期講習（希望時間）とも積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

また、青少年赤十字加盟校等に対し、「青少年赤十字指導案」として提示している

「着衣泳教室」を短期講習として開催し、その普及に努める。

(4) 幼児安全法講習

子どもの成長と発達・事故と病気・看病の仕方・心肺蘇生・AED を用いた除細動・気道異物除去など救命・応急手当等を内容とするこの講習会は、支援員養成講習（12時間）、短期講習（希望時間）とも、年間を通して積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

さらに、講習普及と充実と拡大のため、指導員養成講習（30時間）を開催する。

(5) 雪上安全法講習

スキーなどを安全に行うための応急手当を含めた具体的な知識や技術を内容とするこの講習会は、救助員Ⅰ養成講習（7時間）、短期講習（希望時間）とも積極的に呼びかけをしてその普及に努める。

(6) 各講習における ICT 化の推進

新興感染症まん延下においても、人と人が触れ合う特色を有する各講習事業を確実に継続・推進するため、収集型・対面型の取り組みができない環境下においてオンライン講習を積極的に実施する等 ICT 化の推進を図る。

5 赤十字奉仕団等の育成

日本赤十字社は、赤十字の基本理念に基づいて行動する多数のボランティアによりその事業活動が支えられている。

市町村の区域によって結成されている地域赤十字奉仕団及び青年並びに特殊技能者のグループで組織する特別赤十字奉仕団が、赤十字事業の推進、ひいては地域福祉の向上に貢献できるようその活動を援助する。

(1) 各種会議・研修会の開催及び派遣

ア 秋田県赤十字奉仕団支部委員会

イ 赤十字奉仕団委員長会議

ウ 赤十字奉仕団リーダーシップ研修会

・全県の各地域奉仕団や各特別奉仕団の団員の参加を得て、1泊2泊の研修会を開催する。

エ 会議への派遣

・本社主催の中央委員会・中央委員会常任委員会に支部委員会委員長を派遣する。

(2) 地域奉仕団

会員増強や献血推進をはじめとする赤十字独自の事業はもとより、全県にわたって各種奉仕活動を展開し、地域貢献している地域奉仕団の資質の向上及び活動の充実に努める。特に地域包括ケアシステムへの貢献の推進を図る。

ア 単位奉仕団研修

・奉仕団が独自に計画・実施する研修会等に、要請に応じて講師を派遣するなど

必要な援助を行う。

(※コロナ禍の状況に応じて、奉仕団員研修会のほかに、地域で他団体との協働の研修会等を実施し、地域での赤十字事業のアピール並びに団員募集に努める。)

イ 優良事例の共有 **重点事業**

・地域奉仕団の優良事例を日赤秋田県支部HPや赤十字秋田等で紹介することにより奉仕団活動の活性化を図る。

ウ 地域包括ケアシステムへの貢献の推進 **重点事業**

- ・地域奉仕団を対象として、県内で地域包括ケアに関する生活支援や介護予防に積極的に取り組んでいる自治会や各種団体から実践例を学ぶ勉強会を開催する。
- ・フレイル予防サポーター養成講座を開催し、フレイル予防に関する取組を地域に広める活動を行う。
- ・市町村や社会福祉協議会等が主催する会議を利用し、ヤドカリ式での出前講座により、日赤が進めようとしている地域包括ケアの取組について説明を行う。

(3) 青年奉仕団

勤労青年や大学生により構成され、創造性と行動力に富む性格から、赤十字事業の実行隊的な役割を期待される青年奉仕団の資質の向上及び活動の充実を図るとともに、将来の赤十字を担う人材の養成に努める。

ア リーダーシップ連絡会

イ 会議・研修会への派遣

- ・日赤第1ブロック協議会に団員を派遣する。(北海道で開催)
- ・本社主催の赤十字ボランティア・リーダー研修会に団員を派遣する。
- ・本社主催のYABC研修会に団員を派遣する。

(4) 点訳奉仕団

盲人用点字本の作成及び点訳知識の普及等を活動の中心にしている点訳奉仕団に対して、初心者対象の点訳講習会の開催や、JRC加盟校での児童対象の点訳講習会、団員研修会などに必要な援助を行う。

(5) 芸能奉仕団

県内の芸能人等で組織する芸能奉仕団に対して、奉仕活動依頼先との連絡調整等に必要な援助を行う。

(6) アマチュア無線奉仕団

アマチュア無線有資格者で組織するアマチュア無線奉仕団に対して、災害時の活動に備えて県内で行う各種訓練への参加を求めるほか、県内外との通信訓練、その他団の運営に必要な援助を行う。

(7) 水上安全法奉仕団

水上安全法指導員で組織する水上安全法奉仕団に対して、講習会の講師として協力を求めるとともに、技術研修を行い資質の向上に努める。また、団の計画する社会活動に必要な援助を行う。

(8) 救急法奉仕団

救急法指導員で組織する救急法奉仕団に対して、講習会の講師として協力を求めるとともに、技術研修を行い資質の向上に努める。また、団の計画する社会活動に必要な援助を行う。

(9) 災害救護奉仕団

防災ボランティアで組織する災害救護奉仕団に対して、災害時の活動に備えて県内で行う各種訓練への参加を求めるほか、団の計画する活動に必要な援助を行う。

(10) 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字加盟校の指導者であった退職者等有志で組織する青少年赤十字賛助奉仕団に対して、青少年赤十字への加盟促進等について協力を求めるほか、団の計画する活動に必要な援助を行う。

会議への派遣等

- ・本社主催の青少年赤十字賛助奉仕団総会へ団員を派遣する。
- ・日赤第1ブロック主催の青少年赤十字賛助奉仕団会議への参加を支援する。

(11) 赤十字有功会

赤十字有功章受章者の有志により組織されている「秋田県赤十字有功会」の事務局として、会の円滑な運営と活動の推進に努める。

6 青少年赤十字（JRC）の育成

青少年赤十字は、青少年が赤十字の精神に基づいて、世界の平和と福祉に貢献できる望ましい人格と精神を形成することを目的に、教師等を指導者として学校（幼稚園・保育園を含む）に組織されているものである。青少年赤十字活動の充実強化のため、関係者の協力、支援を得て次の活動を推進する。

(1) 各種会議・研修会の開催

- ア 青少年赤十字指導者協議会理事会
- イ 青少年赤十字指導者協議会幹事会
- ウ 青少年赤十字指導者研修会
- エ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター（中高生対象）
- オ 青少年赤十字一日リーダーシップ・トレーニング・センター（小学生対象）

(2) 加盟校並びにメンバーの増強に努めるとともに、活動の質的な向上を図り赤十字精神の理解と高揚に努める。

(3) 地区指導者協議会組織の充実強化を図るとともに、それぞれの地区における活動が一層活発になるよう支援、援助を行う。

(4) 会議等への派遣

- ・全国指導者協議会総会へ指導者協議会長を派遣する。
- ・青少年赤十字トレーニング・センター指導者養成講習会へ指導者を派遣する。

- ・日赤第1ブロック青少年赤十字指導者研究会へ指導者を派遣する。
 - ・青少年赤十字中央講習会へ指導者を派遣する。
 - ・指導主事対象青少年赤十字研究会へ指導主事を派遣する。
 - ・青少年赤十字スタディー・センターへ高校生メンバーを派遣する。
- (5) 青少年赤十字活動の充実振興に資することを目指し、研究推進校を委嘱するとともに研究の成果を活かし、魅力ある活動の推進を支援する。
- (6) 「健康安全プログラム」講習の実施を積極的に呼びかけ、各地区での開催を目指す。
- (7) 青少年赤十字海外支援事業（青少年赤十字活動資金を使用した国際支援事業）への理解・啓発を図るとともに、「国際理解・親善」に結びついた活動を推進するよう、積極的に取り組んでいく。
- (8) 高等学校青少年赤十字協議会（全県の加盟高校生グループの連絡組織）活動の充実強化を図るため、積極的に指導、助言、援助を行う。
- (9) 青少年赤十字を総合的な学習の時間等で活用していただくため、取り組みに対して、プログラム等参考資料を提供するとともに、教材の研究、開発を積極的に支援する。
- (10) 青少年赤十字防災教育プログラム推進への援助を行う。

7 国際活動

日本赤十字社が実施する国際救援及び開発協力の諸活動に、秋田県支部では次のとおり参加する。

また、世界中で武力紛争が絶えない社会情勢を鑑み、国際人道法の推進機関の一員として、団体等からの要望に応じて「国際人道法普及セミナー」を開催し、国際人道法のみならず赤十字の基本原則等を普及啓発し、赤十字への理解者を増やす取り組みとする。

(1) 救急法普及支援事業（ラオス）

自然災害の多発や都市部での交通事故が頻発しているアジア・大洋州地域において、ラオス赤十字社が実施する「いのち」を守る知識と技術を身に付ける救急法普及事業への支援を、日赤第1ブロック支部合同の国際活動として実施する。

(2) 青少年赤十字海外支援事業（バヌアツ）

日本の青少年赤十字メンバーの奉仕精神を醸成し、姉妹赤十字・赤新月社の青少年赤十字メンバーが生活する社会の問題について理解を深め、その解決に向けた取り組みを促す機会を提供するため、バヌアツ赤十字社が実施する防災教育事業への支援を日赤第1ブロック支部合同の国際活動として実施する。

(3) 気候変動等レジリエンス強化事業（ルワンダ）

ルワンダ赤十字社と連携し、気候変動の影響と考えられる災害、感染症や貧困などの社会課題に対しレジリエンスを強化させるための支援を日赤第1ブロック支部合同の国際活動として実施する。

（4）気候変動対策事業（アフガニスタン）

アフガニスタン赤新月社が主体となって行う気候変動による自然災害へ対応するための「村落や学校での防災・減災活動」、「生活支援活動」への支援を日赤第1ブロック支部合同の国際活動として実施する。

（5）国際活動への要員派遣

日本赤十字社が、国際赤十字からの要請に基づき実施する国際活動（緊急救援、開発協力、復興支援その他）へ、登録している国際救援・開発協力要員（支部職員・病院職員）を積極的に派遣する。

[参考：令和5年度一般会計歳入歳出予算（秋田県支部）]

歳入

単位：千円

科 目	令和5年度	令和4年度	適 用
社 資 収 入	161,000	164,000	
一般社資収入	143,000	146,000	個人からの活動資金収入
法人社資収入	18,000	18,000	法人からの活動資金収入
委託金等収入	330	330	赤十字講習会委託金収入
補助金及び交付金収入	7,841	2,703	本社からの管理経費調整交付金等
雑 収 入	3,151	2,834	赤十字講習会等負担金収入
前年度繰越金	15,499	34,301	前年度繰越金
合 計	187,821	204,168	

歳出

単位：千円

科 目	令和5年度	令和4年度	適 用
災害救護事業費	28,980	26,684	災害救護訓練費、災害救護装備整備費 災害見舞金
社会活動費	33,934	39,900	各種講習普及費、赤十字奉仕団育成費 青少年赤十字育成費
国際活動費	716	687	国際開発協力事業費
指定事業地方振興費	3,000	3,000	地区分区配備資器材整備費
地区分区交付金支出	22,330	22,780	地区分区事務費・事業費交付金
社業振興費	31,361	32,588	社資募集及び会員管理費等 広報活動費
基盤整備交付金・補助金支出	30	30	赤十字看護師同方会交付金
積立金支出	11,977	24,272	災害等資金 退職給与資金特別会計積立金
総務管理費	28,909	27,502	評議員会運営費、総務費、業務費 社会保険料等
資産取得及び資産管理費	2,244	2,253	施設維持費
本社送納金支出	21,750	22,650	本社送納金
予備費	2,590	1,822	予備費
合 計	187,821	204,168	

※赤十字病院、血液センター、社会福祉施設ではそれぞれの特別会計の中で運営しています。

8 医療事業(秋田赤十字病院)

(1) 指針

秋田県の中核病院として高度で安全な医療の提供に努めるとともに、赤十字の使命である災害医療救護にも積極的に取り組み、地域との厚い信頼関係を築く。

(2) 具体的施策

ア 質の高い医療の提供

(ア) 秋田県の政策医療への取り組み強化

- ・救命救急センターの充実
- ・ドクターヘリ運航体制の充実
- ・総合周産期母子医療センターの充実
- ・神経病センターの充実

(イ) 新型コロナウイルス感染重症者の治療

(ウ) 地域医療支援病院としての機能強化

- ・地域医療連携の推進
- ・地域の医療従事者に対する研修の推進

(エ) がん診療への取り組み強化

- ・地域がん診療連携拠点病院としての機能充実

(オ) 院内センターの充実

- ・消化器病、腎、人工関節、超音波、めまい等、各センターの充実
- ・患者支援センター機能の充実

(カ) 健診事業の推進

- ・疾病予防・受診喚起等の活動強化

イ 災害医療救護体制の充実

(ア) 多数傷病者受入訓練等の定期的な実施

(イ) 各種医療救護訓練への計画的な人員の派遣

ウ 病院経営の健全化

(ア) 収入の確保

- ・救急医療体制、地域医療連携強化による新入院患者の確保
- ・紹介率、逆紹介率の向上
- ・病床の効率的運用

(イ) 支出の削減

- ・後発医薬品の導入促進
- ・診療材料、消耗品等の適正使用と在庫管理
- ・委託業務内容の最適化（契約内容、業者選定など）
- ・適正な人員配置

(ウ) 人材の確保

- ・不足している呼吸器内科医、麻酔科医の確保

(エ) 勤務環境改善

- ・院内保育所の運営

(オ) 次代を担う医療スタッフの育成

- ・職員教育体制の充実

- ・内部研修の充実と外部研修への積極的な参加

エ 地域医療への貢献

(ア) 他医療機関等との連携と役割分担

(イ) 医師不足地域への応援医師派遣

(ウ) 県内で施行されていない乳房再建手術や肥満手術の実施

(エ) 特定行為看護師の養成

(オ) 予防接種センターからの情報提供とワクチン接種

なお、病床数及び予想患者数は次表のとおりである。

令和5年度予想患者数

区分	一般	救命救急	周産期	神経病	合計
病床数	344床	50床	56床	30床	480床
入院患者数	110,406人	11,204人	10,014人	8,376人	140,000人
(一日平均)	302人	31人	27人	23人	383人
外来患者数	172,902人	13,358人			186,260人
(一日平均)	712人	55人			767人

9 血液事業（秋田県赤十字血液センター）

秋田県内で必要とする安全な輸血用血液製剤を安定的に供給するとともに、血漿分画製剤の国内自給の達成に向けて、秋田県に割り当てられた献血者数35,895人を確保する。

このため、県・市町村並びに関係団体と緊密な連携を保ち、献血思想の普及及び献血協力団体の拡充を図り、400mL献血・成分献血の推進強化を図る。

(1) 献血目標 献血者 35,895人 献血量 16,052L

献血種類別献血目標 (単位：人)

200mL献血	683
400mL献血	23,169
成分献血	12,043
計	35,895

受入施設別献血目標

(単位：人)

区分	200mL献血	400mL献血	成分献血	計
献血バス	523	17,759		18,282
血液センター	42	1,998	5,055	7,095
中通出張所	118	3,412	6,988	10,518
計	683	23,169	12,043	35,895

(2) 供給目標 (200mL換算)

血液製剤別供給目標

(単位：本)

赤血球製剤	46,500
血漿製剤	12,700
血小板製剤	74,000
計	133,200

※「単位」は200mL献血由来換算

(3) 血漿分画製剤原料血漿確保割当量の確保

日本赤十字社東北ブロック血液センターから割り当てられた原料血漿10,724Lの確保に努める。

(4) 街頭献血キャンペーンの実施

地域で開催される各種イベントや、集客数の多いショッピングセンター等の会場において、街頭献血キャンペーンを実施し、必要な献血者を確保する。

(5) 献血講話による献血思想の普及と啓発

秋田県内の学校や各団体を対象に献血セミナーを実施し、献血思想の普及と啓発に努める。

(6) 複数回献血者の推進

献血Web会員サービス（ラブラッド）の会員及び献血登録者に対して献血協力依頼や情報提供を積極的に行い、複数回献血者の推進に努める。

10 社会福祉事業(秋田赤十字乳児院)

県内唯一の乳児院であり、社会的養護を必要としている入所児の状況は、被虐待児・病虚弱児・障害児・発達に問題を抱えている子どもたちが多くを占めている。

平成29年4月に改正児童福祉法が施行となり、同年8月には厚生労働省から「新しい社会的養育ビジョン」が公表され、これまでの施設養育中心から家庭的養育中心へと強く推進していく姿勢が示されている。また、そのビジョンを達成するため、令和元年度に策定された「秋田県社会的養育推進計画」に基づき、「秋田赤十字乳児院社会的養育推進計画」を策定し、中・長期的なビジョンと計画を立てて取り組んでいる。

そのような中、当乳児院の収入はそのほとんどが公費（措置費）であり、入所児童数

及び年度毎に認定される施設定員数（措置費上）に比例して支給されるため、収入は減少していく見込みである。このことから、今後、将来施設運営の難しさを抱えているが、子どもたちの健やかな育ちのため、次の事業に取り組んでいく。

- (1) 養育単位を小規模化し家庭的環境を推進する。また、被虐待児・病児・障害児へ対応ができる専門的ケアの充実、養育の質の向上・確保により、子どもの権利擁護と最善の利益を保障する養育に取り組む。
- (2) 虐待事案や精神疾患を持つ親も増えているが、家庭復帰に向けて、家庭支援専門相談員を中心とした保護者支援（養育力向上など）に取り組む。
また、心理療法担当職員を中心とした心理的ケアの充実を図る。
- (3) 県内における里親制度を推進するためフォースタリング機関（里親養育包括支援機関）として、次の事業を実施しながら、里親支援専門相談員を中心に入所児童の里親委託を推進する。
 - ア 里親制度普及促進・リクルート事業
 - イ 里親研修・トレーニング等事業
 - ウ 里親委託推進等事業
 - エ 里親訪問等支援事業
- (4) 虐待防止および次世代育成のため、乳児院を地域に開放するとともに、保有する資源を最大限に活用した子育て支援事業等を次のとおり実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により実施の可否を判断していく。
 - ア 電話相談「赤ちゃんほっとダイヤル」
 - イ ショートステイ
 - ウ デイケア
 - エ プレママサロン（育児体験教室）
 - オ 育児サークル「愛あいクラブ」
 - カ ボランティアの受入れ
 - キ 実習生の受入れ（保育士、看護師、栄養士等）
- (5) コロナ禍において、入所児の安心・安全を守るため、感染予防と職員の健康管理徹底を図る。
また、各種事業においてもテレビ電話アプリケーション（LINE等）を利用したオンライン面会など感染対策を実施しながら取り組む。

11 評議員会の開催・監査等の実施

- (1) 支部、病院、血液センター、乳児院の予算・決算及び事業計画等重要事項の審議のため、評議員会を年2回開催する。
- (2) 支部、病院、乳児院の事務・事業の適正化と効率性を確保するため、次により監査等を実施する。

ア 支部監査委員による監査	1回
イ 本社職員による内部監査	適宜
ウ 監査法人による監査	適宜

会員数（協力会員含む）・活動資金額の目標数

別紙1

地区・分区名	会員数(名)	活動資金額(円)
秋田市	17,360	24,147,600
能代市	5,525	6,097,400
横手市	14,022	13,001,500
大館市	9,000	7,315,600
男鹿市	8,633	6,113,100
湯沢市	12,390	6,414,700
鹿角市	8,188	4,466,200
由利本荘市	18,853	13,897,900
潟上市	3,387	4,087,800
大仙市	18,770	14,002,300
北秋田市	8,500	6,490,700
にかほ市	7,150	5,078,200
仙北市	6,742	5,368,800
小坂町	1,833	1,182,100
上小阿仁村	649	543,900
藤里町	1,030	786,000
三種町	3,624	3,210,900
八峰町	2,470	1,726,900
五城目町	2,882	2,305,100
八郎潟町	1,847	1,422,500
井川町	1,300	932,500
大潟村	811	592,000
美郷町	4,781	4,745,100
羽後町	4,100	2,794,300
東成瀬村	730	724,300
計	164,577	137,447,400

視聴覚教材一覧

別紙2

1 DVD

名 称	所要時間 (分)	製作年度	備 考
日本赤十字社秋田県支部活動紹介（奉仕団員募集編（30秒・15秒）・活動資金募集編（15秒））	1	R 4年	日本赤十字社秋田県支部の活動紹介CM
赤十字この一年2021年度	18	R 4年	当年度における国内外活動
赤十字この一年2020年度	18	R 3年	当年度における国内外活動
「災害への備え」	30	R 2年	赤十字防災セミナー～災害への備え（地震編、大雨・台風編）の内容を紹介
「新型コロナウイルス感染症」まん延下での災害救護活動～貴島明日香の日本赤十字社リポート～	27	R 2年	新型コロナウイルス感染症まん延下での日赤の災害救護活動
別れの乳房～97歳赤十字従軍看護婦の証言	45	R 1年	赤十字思想の成り立ちと戦時救護として戦地に赴いた看護師の体験談など（CNA制作）
もうひとつの終戦～今なお受け継がれる看護婦魂～	30×4話	H 30年	赤十字思想の成り立ちと戦時救護として戦地に赴いた看護師の体験談など（CNA制作番組）
皇后さま最後の全国赤十字大会	5	H 30年	名譽総裁皇后陛下の最後のご臨席となった全国赤十字大会の様子
PANORAMA 世界におけるICRCの活動	13	H 25年	赤十字国際委員会（ICRC）の活動紹介
赤十字の成り立ちと活動	5	H 25年	赤十字の成り立ちを簡潔に紹介する内容
ダブルスカイ	48	H 24年	献血推進映画
東日本から18ヶ月 福島 二回目の夏～未来を担う子供と共に～	7	H 24年	福島県における東日本大震災からの復興に関する内容
赤十字とは何か その教育の原点を問う	23	H 24年	石巻赤十字看護専門学校の震災発生当日の記録
東日本大震災から1年～被災者と共に希望を～	7	H 24年	東日本大震災から1年経過しての日赤の活動に関する内容
石巻赤十字病院 東日本大震災初動の記録	15	H 23年	宮城県、石巻赤十字病院の震災発生当日の記録
赤十字は被災者の近くに	14	H 23年	東日本大震災における日赤の活動に関する内容（4月作製）
市原悦子・佐井村を行く～仁愛の医師 三上剛太郎を訪ねて～	23	H 23年	市原悦子さんが青森県佐井村、三上剛太郎を紹介
八月の二重奏	45	H 22年	日赤が企画した初の献血推進映画
ミャンマー・サイクロン 中国大地震～緊急救援から復興支援へ～	9	H 21年	両国の緊急救援活動から現在の復興支援活動を紹介
密着！災害救護訓練～赤十字のネットワークと機動力～	27	H 21年	山形県で行われた災害救護訓練の模様。秋田県支部救護班に密着を当てた内容
明日を感じて～日本赤十字社スマトラ島沖地震・津波災害復興支援5年間の軌跡～	25	H 21年	スマトラ島沖地震・津波災害から5年間の活動を紹介
ハイチ大地震救援活動～国際赤十字の一員として～	5	H 21年	ハイチ大地震での救援活動を紹介
スマトラ島沖地震・津波災害復興支援事業～4年目を迎えた復興への取り組み～	9	H 20年	被災4年目を迎えた復興への取り組み
ジンバブエ・コレラ救援活動	6	H 20年	ジンバブエでのコレラ救援活動を紹介
能登半島地震災害救護活動	8	H 19年	能登半島地震災害における救護活動
スマトラ島沖地震・津波災害復興支援事業	16	H 19年	被災3年目を迎えた現地の様子、復興支援事業の進捗状況や取り組みについて（VHSも保有）
ジャワ島中部地震災害救援活動	20	H 18年	スマトラ島沖地震・津波災害からの復旧にかかる救護活動
災害で苦しむひとのために	13	H 18年	パキスタン北部地震災害救援・復興支援（VHSも保有）
一人ひとりの命のために	20	H 17年	新潟県中越地震とスマトラ島沖地震・津波災害における救援活動

2 赤十字事業パネル

赤十字の誕生・日本赤十字社の誕生・赤十字の基本原則・赤十字マークの意味・赤十字国際委員会と国際赤十字、赤新月社連盟・会員制度・災害救護活動・赤十字奉仕団・看護師養成・国際活動・医療事業・血液事業・青少年赤十字・乳児院の運営・救急法・水上安全法・雪上安全法・健康生活支援講習・幼児安全法
--

3 災害救護活動記録パネル

東日本大震災、平成28年熊本地震災害、平成30年7月豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震災害における活動の記録（日赤救護活動写真、被災地状況写真、奉仕団活動写真等）

防災セミナー及び赤十字講習一覧

別紙3

A 防災セミナー

防災に対する意識や災害発生時における対処方法の地域住民への普及を目的としたプログラム

A-1	災害への備え(地震・水害)	A-3	家庭内の危険を探そう
A-2	地域で防災マップをつくろう		

B 救急法

心肺蘇生やAEDの使用方法を含む一次救命処置や包帯法など、医療を受ける前の正しい救命・応急手当と事故防止の知識の習得を目的としたプログラム

B-1	心肺蘇生とAED	B-3	骨折の手当
B-2	きずの手当		

C 健康生活支援講習

健康増進・介護予防に関する内容、地域で行う高齢者支援活動に関する内容及び家庭内で行う介護に関する知識や技術の習得を目的としたプログラム

C-1	「フレイル」を予防して健康寿命をのばしましよう	C-3	地域で支える認知症
C-2	高齢者に多い事故とその予防と手当	C-4	避難生活支援講習

D 水上安全法

溺れた人の救助法・心肺蘇生及び水の事故を防ぐための知識や技術の習得を目的としたプログラム

D-1	水の事故と予防 (海・川・プール)	D-2	着衣泳
-----	----------------------	-----	-----

E 幼児安全法

子供の成長と発達・事故と病気・看病の仕方・心肺蘇生・AEDを用いた除細動・気道異物除去など救命・応急手当の知識と技術の習得を目的としたプログラム

E-1	子どもの心肺蘇生とAED	E-3	子どもの病気と看病の仕方
E-2	子どもの事故と予防		

赤十字奉仕団、青少年赤十字加盟校（園）、赤十字活動資金協力企業や団体、町内会・自治会の場合は、原則無料で実施します。

また、ご要望に応じて、複数のプログラムを組み合わせて実施することもできます。

組み合わせ例

- 町内会のプラン① → 【A-1】災害への備え + 【B-1】心肺蘇生とAED
- 町内会のプラン② → 【C-1】「フレイル」予防
- 学校・PTAのプラン → 【B-1】心肺蘇生とAED + 【D-2】着衣泳
- 保育園・子育支援 → 【E-2】子どもの事故と予防 + 【E-1】子どもの心肺蘇生とAED

日本赤十字社秋田県支部

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号
TEL 018 (864) 2731 FAX 018 (864) 6852
URL <https://www.jrc.or.jp/chapter/akita/>
E-mail info@akita.jrc.or.jp

秋田県赤十字血液センター

献血パークるうぶ

〒010-0941 秋田市川尻町字大川反233番186号
TEL 018 (865) 5541 FAX 018 (865) 5585
URL <https://www.bs.jrc.or.jp/th/akita/>

秋田赤十字病院

〒010-1495 秋田市上北手猿田字苗代沢222-1
TEL 018 (829) 5000 FAX 018 (829) 5255
URL <http://www.akita-med.jrc.or.jp/>

アトリオン献血ルーム

〒010-0001 秋田市中通二丁目3番8号
(アトリオン1階)
TEL 018 (836) 7811 FAX 018 (836) 7812

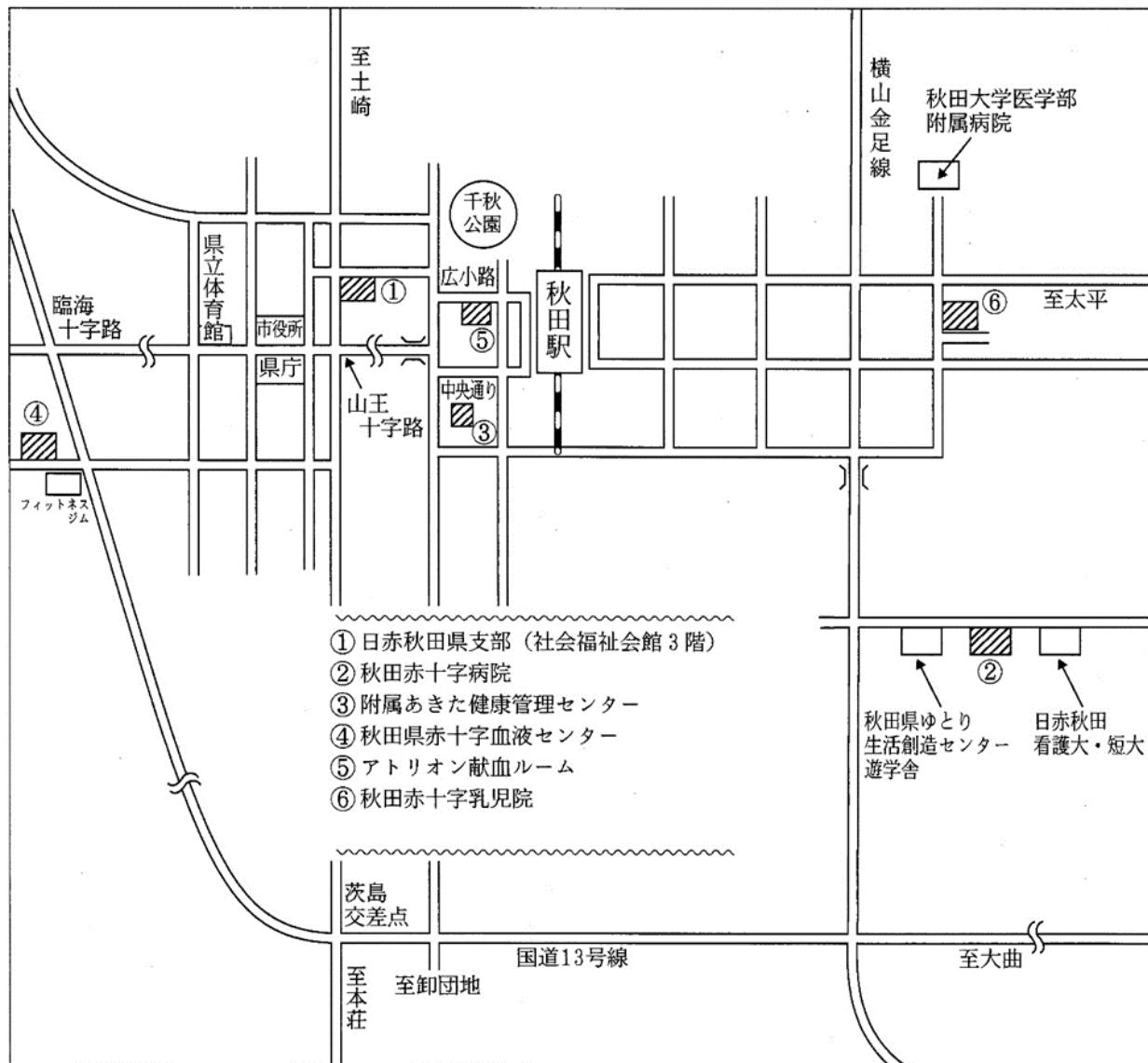
附属あきた健康管理センター

〒010-0001 秋田市中通三丁目4番23号
TEL 018 (832) 1601 FAX 018 (832) 1603

秋田赤十字乳児院

〒010-0041 秋田市広面字釣瓶町100番地3
TEL 018 (884) 1760 FAX 018 (884) 1762
URL <http://www.akita-nyuji.jrc.or.jp/>
E-mail info@akita-nyuji.jrc.or.jp

<案 内 図>



日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。